

農産物コンクール等出展支援事業のご案内

農産物のブランド化・知名度向上のため、農産物コンクール等に出展する農業者を支援します。

事業内容

(1) 出展料補助金

農産物のブランド化・知名度向上のため、農産物コンクール等に出展する場合、出展料等を1/2以内（上限額5千円）で補助します。

(補助率) **1/2以内（上限額5千円）**

(対象経費) 出展料・出品料

(2) 報奨金

農産物コンクール等に出展し入賞した場合、順位に応じて報奨金を交付します。

報奨金	最高金賞、最優秀賞など	5万円
	金賞、1等賞など	1万円
	銀賞、2等賞など	5千円
	銅賞、3等賞など	3千円

対象となる農産物

出展料補助金及び報奨金の対象となる農産物については、以下のとおりです。

- (1) 水俣市内で栽培されている農産物など
- (2) 水俣市内で飼育されている畜産物など
- (3) 水俣市内で加工されている農畜産加工物

対象者

事業の対象者は、水俣市内に住所がある個人又は法人若しくは3戸以上の農業者グループです。

※ただし、市税の滞納をしていないことが条件です。

申請方法

(1) 出展料補助金

出展料補助金の申請については、次の書類を農林水産課に提出してください。

出展料補助金交付申請書、農産物コンクール等の出展要項、市税の滞納ない証明書、農産物を栽培しているほ場又は畜産物の飼育場若しくは農畜産物加工所の位置図、本人確認証の写し（マイナンバーカード、免許証等）

(2) 報奨金

報奨金の申請については、次の書類を農林水産課へ提出してください。

報奨金交付申請書、農産物コンクールなどの結果が確認できる書類、農産物コンクール等の出展要項、市税の滞納ない証明書、農産物を栽培しているほ場又は畜産物の飼育場若しくは農畜産物加工所の位置図、本人確認証の写し（マイナンバーカード、免許証等）

※出展料補助金交付申請書、報奨金交付申請書については、水俣市ホームページでダウンロードできます。また、農林水産課窓口でも配布します。

※市税の滞納のない証明書については、水俣市税務課にて発行します。

※**出展料補助金に申請を行った者が続けて報奨金の申請を行う場合は、報奨金交付申請書以外の書類提出は不要です。**

※その他必要な書類がありましたら、申請時に個別に相談いたします。

留意点

(事業の対象となる農産物コンクール等)

出展料補助金及び報奨金の対象となる農産物コンクール等については、**国内外問わず水俣市以外で開催され、募集範囲が全県以上から募集を行っているコンクール等**に限ります。

(出展料補助金と報奨金の重複申請)

出展料補助金及び報奨金については、重複して申請が可能です。

また、出展料補助金を申請した場合、自動的に報奨金も支払われるわけではありませぬのでご注意ください。

(出展料補助金の他事業との重複)

出展料補助金については、**本事業以外にも補助を受けている場合、事業の対象外**となりますのでご注意ください。

(報奨金の申請制限)

報奨金については、**同一の農産物等の申請は1回まで**となっています。

次年度以降同じ農産物での報奨金の申請はできませんのでご注意ください。

問い合わせ

水俣市役所農林水産課 農業振興室

電話：61-1634